

1 地域自主戦略交付金に係る要請について

① 指定都市市長会の緊急意見（平成 24 年 5 月 15 日）

指定都市市長会議 in 熊本で、平成 24 年度から地域自主戦略交付金の対象が指定都市へ拡大されたことを受け、現段階で地方の意見が受け入れられていないものを集約した。

【要旨】

- 継続事業に配慮しつつ、地方が必要とする総額を確保すること
- 地域自主戦略交付金は、税源移譲までの経過措置と位置付けるとともに、それまでの工程を明確にすること
- 各種事務手続きの簡素化及び更なる予算流用の弾力化など、より自由度が高く、活用しやすい制度とすること

② 地方ヒアリングにおける制度改善意見の発出（平成 24 年 7 月 4 日）

内閣府副大臣等に対し、全国知事会、全国市長会などの代表者とともに指定都市市長会から阿部川崎市長が出席し、制度改善要望を行った。

【制度改善意見 要旨】

- 指定都市への導入に対する評価
 - ・ 地域の自主性を高める取組が一步前進した。
 - ・ 従来の国庫補助金と異なり、国による事前関与が縮小し、自主的な判断で対象事業の選択、優先事業への重点配分を行えた。
 - ・ 所管府省の枠を越えた事業間での国費の調整ができた。
- 地方が必要とする総額の確保
- 国、地方双方の事務の簡素化、効率化等
- 対象事業の拡大等
- まとめ
 - ・ 地方が自らの判断と責任により、地域の実情に応じた行政が可能となるよう、「税源移譲までの経過措置」としての地域自主戦略交付金について、さらなる制度改善に取り組んでいただきたい。

③ 今後の政権運営に対する指定都市市長会要請（平成 25 年 1 月 16 日）

民主党から自民党へ政権運営が交代することを受け、今後の政権運営に当たり、地方分権改革に積極的に取り組んでもらうため、要請文を発出。

※一括交付金については、その廃止と、各省庁の交付金等に移行するという考え方が示されていた。

【要旨】

- 新たな交付金制度についても、税源移譲までの経過措置とすること
- 地方が必要とする総額を確保すること
- 地方にとって自由度が高く、活用しやすい制度とすること

（参考）

- 自民党 J-ファイル 2012 総合政策集【抜粋】

「使い勝手が悪く、地方自治体からの評判も悪い「地域自主戦略交付金」（一括交付金）は廃止し、各府省に戻した上で大型の地域振興事業を継続できる交付金事業に充てます。」

2 平成 25 年度国家予算等における対応状況

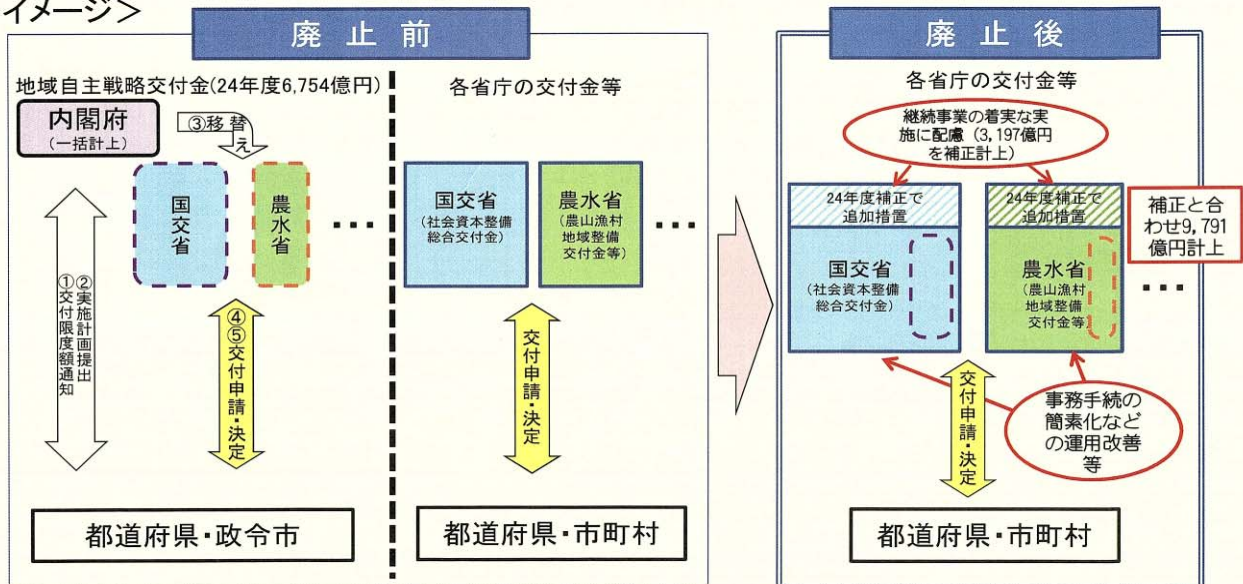
○ 「日本経済再生に向けた緊急経済対策」(平成25 年 1 月11 日閣議決定)

平成 25 年度に地域自主戦略交付金を廃止し、各省庁の交付金等に移行した上で重要な政策課題に対応する。その際、事務手続の簡素化など各省庁の交付金等の運用改善等を図るとともに、地域自主戦略交付金の対象事業の活用実績も踏まえ、継続事業の着実な実施のため、各省庁において年度内を含めた必要な措置を講ずる。

○ 一括交付金の廃止・移行、及び運用改善等の取組 (※内閣府資料より抜粋)

H24 年度当初 6,754 億円⇒H25 年度 9,791 億円 (H24 補正 3,197 億円+H25 当初 6,594 億円)

<イメージ>



1. 統合・メニュー化

(1) メニューの大括り化

○ 整備計画の大括り化の促進(国交省)

・現状は事業別となっているものが大半だが、今後は「防災」「安全」などの政策目的別に大括り化

(例) 防災をテーマとした緊急避難路、緊急輸送路、防災公園、水門の一体的整備

○ 「強い農業づくり交付金」への一本化(農水省)

・複数の施設整備事業(注)について、最も手続が簡素な強い農業づくり交付金に一本化

(注) 強い農業づくり交付金、産地活性化総合対策事業、産地再生関連施設緊急整備事業 等

(2) メニュー追加

○ 学校施設環境改善交付金のメニュー拡大(文科省)

・社会体育施設耐震化事業や、学校施設について改築から長寿命化改修へ転換を図るための長寿命化改良事業の創設

○ 社会福祉施設等施設整備費補助金の対象拡大(厚労省)

・賃貸借の建物改修や既存建物の増築・改修を補助対象に追加

2. 事務手続等の簡素化

- ・申請等書類の共通化・簡素化(国交省、農水省、厚労省、環境省)
- ・記載事項の定型化等(国交省)
- ・事業遂行状況報告書の提出を四半期毎から削減(農水省、経産省)
- ・円滑化対策事業と安全対策事業の申請・交付等を一本化(警察庁)
- ・自然環境整備交付金の整備計画の記載項目数を削減(環境省)
- ・交付申請書の添付書類から「仕様書」を削減(総務省)

3. 配分方法の改善

○ 農山漁村地域整備交付金に客観的指標を導入(農水省)

・予算配分にあたり、継続性に配慮しつつ、客観的指標の考え方を導入

(客観的指標の例) 第一次就業人口、耕地面積等

3 各市の評価

※「地域自主戦略交付金制度の廃止等に関するアンケート調査」より

（アンケートの目的）

地域自主戦略交付金の廃止・再編に際して、指定都市としての評価等を取りまとめた上で、今後についても地域の自主性を高める取組が後退しないよう、引き続き、国に提案していくことを目的として、各市へアンケートを実施した。

・実施日（回答期限）：平成25年5月7日（火） ※ 全政令指定都市から回答有り

（アンケートの集約結果）

1 平成24年度予算における地域自主戦略交付金の執行状況について

●地域自主戦略交付金対象事業の選択

○地方自治体の自由裁量で事業を選択し、執行することができた 0市

○地方自治体の自由裁量で事業を選択し、執行することがある程度できた 14市

（主な意見）

- ・対象事業内において、各府省の枠にとらわれず、自主的に事業選択ができた。
- ・地域の実情に応じた優先個所の選択や重点政策が行えた。
- ・他事業の入札残等の余剰財源を速やかに他事業へ振替えることが可能となり、効率的な予算執行を行うことができた。
- ・従前の国庫補助金（交付金）等とのやり取りができず、課題も残った。

○地方自治体の自由裁量で事業を選択し、執行することができなかった 5市

（主な意見）

- ・交付限度額が予算額（あるいは要望額）を下回ったため。

○その他 1市

- ・要望額の総額確保ができていない状況では評価できないと考えている。

⇒ 対象事業の選択では半数以上の市において自由裁量で事業を選択し執行することがある程度できたものと評価された。

●地域自主戦略交付金の交付総額

○当該事業を執行するために必要な事業費を確保することができた 1市

(主な意見)

- ・当初予算計上額を上回る交付があったため。

○当該事業を執行するために必要な事業費を確保することがある程度できた 6市

(主な意見)

- ・要望額に対して交付限度額が下回ったが、従来の補助金と比較して全体としては同程度。
- ・要望額の満額の交付はされなかったが、入札率等を踏まえると事業の円滑な執行は可能。

○当該事業を執行するために必要な事業費を確保することができなかった 13市

(主な意見)

- ・交付限度額が見込額を下回り、継続事業の実施に支障をきたす状況であったため。
- ・事業見込額調査の額を下回った配分であったため。

⇒ 交付総額では半数以上の市において必要な事業費を確保することができなかったと評価された。

●地域自主戦略交付金の事務手続

○従前の交付金より、事務手続は簡素化した 0市

○従前の交付金より、事務手続はある程度簡素化した 4市

(主な意見)

- ・従前の補助金において事業部門で行っていた各府省との事前調整や箇所付け調整といった業務はある程度軽減されたが、地域自主戦略交付金を総括する財政部門では、内閣府からの照会、事業実施計画の取りまとめ・充当先事業調整といった業務が増えたため。

○従前の交付金より、事務手続が煩雑化した 16市

(主な意見)

- ・従前であれば、各省庁との手続となるところが、内閣府へとの手続だけでなく各省庁とも手続が必要になり、二重の手続で煩雑になった
- ・内閣府から各省庁に予算の移替えを行うなど事務手続きに時間を要しているため。

- ・社会資本整備総合交付金をはじめ、従来の補助金が残ったため、地域自主戦略交付金と従来の補助金とそれぞれで事務手続きが必要となった。また、他事業との配分調整や所管の省庁が異なることなどから事務手続きが円滑に進まなかった。

⇒ 事務手続では多くの市において事務手続が煩雑化したと評価された。

2 地域自主戦略交付金再編の是非や要望等について

(主な意見)

- ・今後、各省庁が所管する交付金について、地方が必要とする所要額を確保するとともに、自由度が高く、活用しやすい制度となることを要望する。
- ・国と地方の役割分担の見直しを行ったうえで、国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すべきであるため、各省庁の交付金等については税源移譲までの経過措置とすべきである。
- ・事業実施に必要な総額を確保することを前提として、平成24年度からの継続事業の着実な実施に対する配慮、事務手続きの簡素化など、地方にとってより活用しやすい制度となるような見直しは、引き続き継続していただきたい。

3 その他

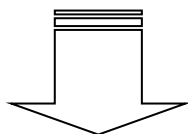
(主な意見)

- ・省庁間流用はタイミングが年に2回と限られており（5月と10月）、実質的には執行残額等を他省庁事業に振り替えることは困難であるなど使いづらい制度であった
- ・各省庁の交付金等については、対象事業の拡充や交付金間の流用など、地方の自主性が発揮できる柔軟な制度の構築を検討してほしい。

4 地域自主戦略交付金の評価（まとめ）

地域自主戦略交付金については、

- 地域の自主性を高める取組が一步前進した。
- しかし、地方が必要とする総額の確保や、事務の簡素化、制度運用の効率化等の面で課題を残した。



平成 26 年度国家予算への要望活動においては、以下の内容で提案していくことを予定。

（要旨）

- 地域自主戦略交付金については、各省庁の交付金等に再度整理されたが、本来は廃止のうえ税源移譲されるべきものである。
- 税源移譲されるまでの間、こうした交付金等については、
継続事業の着実な実施に配慮するとともに、
事業規模や用途に関する要件の緩和、
予算の流用への弾力的対応、
事務手続の簡素化 など、
地方にとって、より自由度が高く、活用しやすい制度となるよう見直すこと。

(参考) 関連する国の動向等

○ 防災・安全交付金の創設（国土交通省）

地域自主戦略交付金の移行に伴い、その一部を、老朽化等の取組みへ集中的に支援する。

【内容】

- ・ 地方自治体が実施する、総合的な老朽化対策、事前防災・減災対策の取組み、生活空間の安全確保の取組み等を集中的に支援
(インフラの長寿命化対策、耐震対策、地震・津波・風水害等への事前防災減災対策)
- ・ 交付金の支援対象メニューの拡大、大括り化、重点配分等を通じて地方自治体の使い勝手を向上

○ 地方分権改革有識者会議の創設（内閣府）

内閣総理大臣を本部長とする「地方分権改革推進本部」のうち、内閣府特命担当大臣（地方分権改革）の下に、「地方分権改革有識者会議」を立ち上げた。（座長：神野直彦 東京大学名誉教授）

【スケジュール】（会議資料より）

- ・ 4月5日 第1回会議を開催
(4月～5月、各府省で移譲等を行うとした事務等について改めて検討)
- ・ 5月 各府省の検討結果を議論
- ・ 8月頃 移譲等の対象とする事務等について一定の結論

○ 第10回 経済財政諮問会議（内閣府）

平成25年5月7日に開催。21世紀型社会資本整備に関して有識者議員から以下の提案がなされている。

【21世紀型の社会資本整備に向けた有識者議員の提出資料内容】（要旨）

地域の特色を生かした社会資本を地域自らのイニシアチブで整備

- ・ 官と民、国と地方の役割分担を再定義し、選択と集中を徹底実行
⇒ 直轄事業・補助事業・単独事業といった事業体系を見直し。
- ・ 産学金官が参加する協議会等を活用し、地域自ら優先順位づけ
⇒ その創意工夫の度合いを判断しながら、国が支援する。